

北の縄文体験メニュー等造成事業委託業務 企画提案説明書

1 委託業務の名称

北の縄文体験メニュー等造成事業委託業務

2 業務の目的

道は、令和3年（2021年）3月に「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」（以下「あり方」という。）を策定し、北海道の縄文遺跡を中核としたまちづくりなどの取組を進めていくこととしており、令和3年（2021年）7月の「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産への登録実現を受け、その効果を地域の賑わいの創出に繋げていく必要がある。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光需要の減少などにより、世界遺産登録の効果は限定的となっていることから、ポストコロナを見据え、地域の自然や文化財などの地域資源と連携させながら、世界レベルの価値創造に対応した縄文文化に関する体験メニューやモデルコースなどのコンテンツを磨き上げ、たくさんの人が訪れたいと思う地域づくりを推進する必要がある。

このため、あり方で定められたキャッチフレーズ「未来へつづく、一万年ストーリー。」をコンセプトに、道内の「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産及び関連資産を対象とした体験メニューの造成、及びインフルエンサー等による北の縄文周遊旅行モデルコースでのモニターツアーを実施し、第三者による評価を通じて、世界レベルの価値創造に対応した縄文文化に関するコンテンツの磨き上げを目的とする。

3 業務の内容

(1) 北の縄文体験メニュー及び周遊旅行モデルコースの企画

ア 北の縄文体験メニューの企画業務

体験メニューを、以下の条件で企画

(ア) メニュー共通事項（オを除く）

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産、関連資産及び遺跡ガイダンス施設で体験可能であること。

(イ) 令和5年度（2023年度）に北海道で開催予定のアドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下「ATWS」という。）での出展を意識した、北海道の自然の強みを活かした内容であること（1種類）。

(ロ) 縄文文化をはじめ続縄文文化や擦文文化、アイヌ文化など北海道ならではの歴史を知ることができる内容であること（1種類）。

(ハ) 北海道の縄文文化への理解を促進させる内容であること（1種類）。

(ニ) 北海道の縄文文化を題材とした食事を提案すること（昼食1食分）。

※上記メニューの造成にあたっては、関係市町や二次交通事業者といった地域関係者及び道内の縄文関係団体からの意見を取り入れるなど、観光ニーズと地域の視点を反映すること。

イ 周遊旅行モデルコースの企画業務

「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関連した周遊旅行モデルコースを、以下の条件で企画

(ア) 実施場所

「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、構成資産及び関連資産が所在する函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町を含む道内周辺市町村

(イ) 実施日程

令和4年（2022年）9～10月（2泊3日の日程）

(ロ) 訪問先及び体験メニュー

a 「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、道内に所在する構成資産及び関連資産（全7箇所）

※関連資産についてはガイダンス施設のみを訪問先対象とする。

b 民族共生象徴空間（ウポポイ）

c ア(イ)～(オ)で造成したメニュー

※上記コースの造成にあたっては、関係市町や二次交通事業者といった地域関係者及び道内の縄文関係団体からの意見を取り入れるなど、観光ニーズと地域の視点を反映すること。

※上記メニューと食事の提供に加え、交通機関の移動を含めたパッケージ旅行として企画すること。

ウ 周遊旅行モニターツアーの実施

上記ア及びイを組み合わせた内容の旅行を、以下の条件で催行

(7) 参加者（モニター）として、国内の旅行会社のツアー造成担当者や発信力のあるインフルエンサー、地域の関与を促すコーディネーターとしての役割を担える個人を招聘すること。

ただし、6名を上限とする。

(4) 参加者の宿泊施設と移動手段を提供すること。

エ 意見交換会の開催及びアンケートの実施

(7) 意見交換会には、関係市町村（函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町等）や旅行関連団体、二次交通事業者といった地域関係者、道内の縄文関係団体からの意見を取り入れるなど、観光ニーズと地域の視点を反映すること。

(4) アンケートはモニターツアー参加者を対象に実施すること。

(2) 結果分析及び提案

ア 意見交換会の議論の取りまとめ

イ 委託事業者以外の第三者を交えたアンケートの結果分析

ウ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を中心とした体験メニュー及び周遊旅行モデルコースの提案

エ 縄文遺跡群を活用した道内地域の交流と賑わいの創出に向けたブランディング提案

オ 令和5年度（2023年度）に開催されるATWSでの出展を意識した提案

(3) 報告書等の提出

委託期間満了までに、上記(1)ウ及びエ並びに(2)を反映した報告書、委託契約に係る決算書を提出すること。

ア 納入成果物 (1)及び(2)の成果を取りまとめたもの

イ 納入形態 事業報告書（概要版）及び事業報告書

①紙媒体：各3部 ②電子媒体：1式（CD-ROM等）

ウ 納入期限 事業報告書（概要版） 令和4年（2022年）12月26日（月）

事業報告書 令和5年（2023年）1月13日（金）

4 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）1月13日（金）まで

5 予算上限額

5,188千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 委託契約の方法及び根拠

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約相手方の選定

本事業については、縄文文化に関するコンテンツの磨き上げを目的とし、ATWSへの出展も意識した縄文遺跡群を中心とした体験メニュー及び道内地域周遊旅行モデルコースの造成を行うことから、縄文遺跡群や交通機関を利用した旅行企画に関する高度な専門的知識及び豊富な経験に基づく分析と判断が必要である。

また、体験メニュー等の造成や各遺跡の来訪促進への効果的な提案について、様々な手法が

考えられることから、業務の最適な処理方法や成果の水準をあらかじめ設定することができず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難である。

以上から、本委託業務が最大限の成果をあげるためには、予算上限額を提示した上で、高度な専門的知識や技術等を持つ事業者の企画提案の中からより優れたものを選定することが適当であると判断されるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競合入札に適さないもの）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)（契約の目的物が代替性のないものであるとき）に該当し、随意契約とする。

7 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格、企画提案内容及び評価基準

(1) プロポーザル参加資格

ア 単体の法人若しくは団体又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

イ コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

(ア) 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被補佐人又被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(エ) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(オ) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(カ) 暴力団関係事業者等でないこと。

(キ) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

a 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

b 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

c 消費税及び地方消費税

(ク) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く）。

a 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定による届出

b 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

c 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(ケ) コンソーシアムの構成員が単体の法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

(コ) 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

(カ) 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

(2) 企画提案内容

企画提案書により提出すること。

(3) 評価基準

企画提案は、次の項目について審査し、総合的に判断する。

ア 事業者の業務遂行能力

(ア) 業務を実施するにあたり、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む北海道の縄文遺跡及

び文化に関する知識を有しているか。また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存・活用に向けた取組について正しく理解しているか。

(イ) 業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。

(ウ) 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールであり、経費の積算は妥当か。

イ 企画提案の内容

(ア) 体験メニュー及び周遊旅行モデルコースの企画業務

a 縄文遺跡群に関連した体験活動に加え、交通機関の移動も含めた周遊旅行の企画を期待できるか。

b 参加者について、旅行業界に関する専門知識、情報発信力、または地域との調整力をもつ者の招聘を期待できるか。

c 宿泊施設、移動手段、意見交換会場が、参加者にとって使いやすく、円滑な周遊旅行の実施に関する内容となっているか。

d 新型コロナウイルス感染症拡大について、適切な対策を期待できるか。

(イ) 結果分析

a 意見交換会やアンケートの実施について、円滑な運営と効果的な検討を期待できるか。

b 事業結果について、十分な分析と課題抽出を期待できるか。

c 縄文遺跡群を活用した効果的な体験メニュー、モデルコース及びブランディング提案を期待できるか。

d 令和5年度（2023年度）に開催されるATWSへの出展に向けた提案が期待できるか。

(ウ) 報告書等の作成

報告書の内容が、分かりやすい記述・構成となるとともに、図表やデータを使用するなどの工夫を期待できるか。

9 プロポーザル審議会での受託者の決定方法

プロポーザル審議会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、7の企画提案の基準に基づき採点を行い、得点及び特記事項等を勘案した審査により1者を選定する（日時、場所は別途通知）。

なお、企画提案書の提出が6者以上ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる5者のヒアリング審査参加者を選定する。

10 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成・提示する。

11 契約に関する基本事項

特定者と締結する契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、又は処理は受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利

は、全て北海道に帰属するものとする。

12 業務上の留意事項

業務上の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。

13 資格審査申請書、企画提案書の提出期限等

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和4年(2022年)5月24日(火)午後5時必着
- イ 提出場所 (4)の担当部局と同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる)とする。
- エ 提出様式 別添1のとおり
- オ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和4年(2022年)6月10日(金)午後5時必着
- イ 提出場所 (4)の担当部局と同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる)とする。
- エ 提出様式 任意様式とする。
※別紙「(標準様式)企画提案書」参考。
- オ 提出部数 6部(法人名等については、1部のみ記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。)

(3) 質問の受付

電子メール(メールアドレス: kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp)で受け付けます。「件名」に【質問: 北の縄文体験メニュー等造成事業委託業務<企業名>】と明記し、本文に事業者名、担当職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室
担当 梅田 彩加
電話 011-231-4111(内線24-145)
FAX 011-232-8695

14 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 関連情報を収集するための窓口
13(4)に同じ
- (7) 審査結果及び特定者名
公表する。